

## 加古川水系砂利等の採取に関する審査基準総括表

### 総括表 様式-1 規制の方針

(水系名:加古川)

種別	河川名	計画	方針	起点	終点km	延長km	保安区域(m) ※別添平面図のとおり					掘削基準河床及び掘削基準断面 ※別添断面図 横断面表示のとおり	方針の理由等
							堤防	護岸	床固	橋梁	取水堰		
幹川	加古川	規制	禁止	0/000	4/000	4.00	50	30		鉄道橋上下流500 橋梁上下流200	取水堰 上下流200		干潟及び塩沼地植物群落の 保全を図る必要があること から採取不可
		規制	規制	4/000	6/650	2.65	50	30		橋梁上下流200	取水堰 上下流200		堆積傾向がみられない区間 については採取不可
		規制	禁止	6/650	9/250	2.60	50	30					わんど・たまり、淵及び水際植 生の保全を図る必要があるこ とから採取不可
		規制	規制	9/250	9/750	0.50	50	30		橋梁上下流200			堆積傾向がみられないこと から採取不可
		規制	禁止	9/750	11/200	1.45	50	30					わんど・たまり及び水際植生 の保全を図る必要があること から採取不可
		規制	規制	11/200	15/000	3.80	50	30		鉄道橋上下流500 橋梁上下流200			堆積傾向がみられない区間 については採取不可
		規制	禁止	15/000	16/000	1.00	50	30					河畔林の保全を図る必要があ ることから採取不可
		規制	規制	16/000	18/700	2.70	50	30		橋梁上下流200			堆積傾向がみられないこと から採取不可
		規制	禁止	18/700	19/700	1.00	50	30					水際植生の保全を図る必要 があることから採取不可
		規制	規制	19/700	19/870	0.17	50	30					堆積傾向がみられないこと から採取不可
		規制	禁止	19/870	20/620	0.75	50	30					水際植生の保全を図る必要 があることから採取不可
		規制	規制	20/620	20/800	0.18	50	30					堆積傾向がみられないこと から採取不可

種別	河川名	計画	方針	起点	終点km	延長km	保安区域(m) ※別添平面図のとおり					掘削基準河床及び掘削基準断面 ※別添断面図 横断面表示のとおり	方針の理由等	
							堤防	護岸	床固	橋梁	取水堰			
		規制	禁止	20/800	21/500	0.70	50	30						水際植生の保全を図る必要があることから採取不可
		規制	規制	21/500	21/900	0.40	50 30	30 20		鉄道橋上下流500				全区間が保安区域のため採取不能
		規制	禁止	21/900	22/630	0.73	30	20		鉄道橋上下流500				水際植生の保全を図る必要があることから採取不可
		規制	規制	22/630	23/250	0.62	30	20						堆積傾向がみられない区間については採取不可
		規制	禁止	23/250	26/300	3.05	30	20		橋梁上下流150				水際植生及び河畔林の保全を図る必要があることから採取不可
		規制	規制	26/300	27/200	0.90	30	20						堆積傾向がみられないことから採取不可
		規制	禁止	27/200	28/150	0.95	30	20		橋梁上下流150				連続する瀬と淵の保全を図る必要があることから採取不可
		規制	規制	28/150	30/520	2.37	30	20		橋梁上下流150	取水堰 上下流150			堆積傾向がみられない区間については採取不可
		規制	禁止	30/520	31/030	0.51	30	20		橋梁上下流150				水際植生の保全を図る必要があることから採取不可
		規制	規制	31/030	31/160	0.13	30	20						堆積傾向であることから採取可能
		規制	禁止	31/160	31/800	0.64	30	20						水際植生の保全を図る必要があることから採取不可
		規制	規制	31/800	34/840	3.04	30	20		橋梁上下流150				堆積傾向がみられないことから採取不可
		規制	禁止	34/840	35/440	0.60	30	20		橋梁上下流150				岩盤(闘竜灘)の保全を図る必要があることから採取不可



総括表 様式-2 採取可能量等及び年次計画

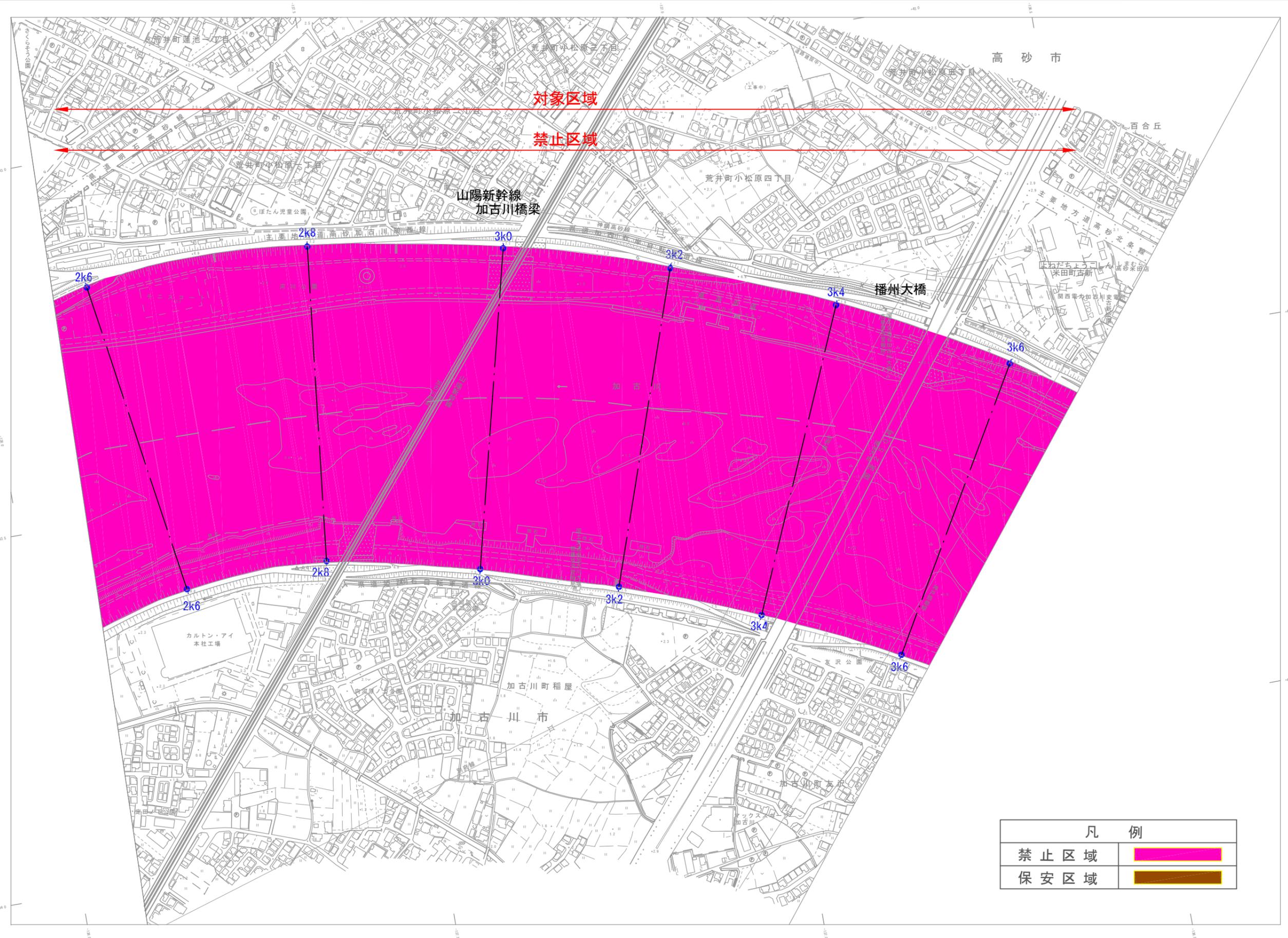
(千m3)

種別	河川名	起点	終点	延長 (km)	掘削 可能量	採取 可能量	年次計画	R02	R03	R04	R05	R06	計	備考
幹川	加古川	4/000	6/650	2.65	10.4	10.4	許可又は許可の予定量	2.1	2.1	2.1	2.1	2.0	10.4	
							採取可能量中の許可又は許可の予定量	2.1	2.1	2.1	2.1	2.0	10.4	
							流下予想量	—	—	—	—	—	—	
		9/250	9/750	0.50	0.0	0.0	許可又は許可の予定量	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
							採取可能量中の許可又は許可の予定量	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
							流下予想量	—	—	—	—	—	—	
		11/200	15/000	3.80	96.9	96.9	許可又は許可の予定量	19.4	19.4	19.4	19.4	19.3	96.9	
							採取可能量中の許可又は許可の予定量	19.4	19.4	19.4	19.4	19.3	96.9	
							流下予想量	—	—	—	—	—	—	
		16/000	18/700	2.70	0.0	0.0	許可又は許可の予定量	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
							採取可能量中の許可又は許可の予定量	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
							流下予想量	—	—	—	—	—	—	
		19/700	19/870	0.17	0.0	0.0	許可又は許可の予定量	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
							採取可能量中の許可又は許可の予定量	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
							流下予想量	—	—	—	—	—	—	
		20/620	20/800	0.18	0.0	0.0	許可又は許可の予定量	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
							採取可能量中の許可又は許可の予定量	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
							流下予想量	—	—	—	—	—	—	
		21/500	21/900	0.40	1.9	1.9	許可又は許可の予定量	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3	1.9	
							採取可能量中の許可又は許可の予定量	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3	1.9	
							流下予想量	—	—	—	—	—	—	
		22/630	23/250	0.62	0.0	0.0	許可又は許可の予定量	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
							採取可能量中の許可又は許可の予定量	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
							流下予想量	—	—	—	—	—	—	
		26/300	27/200	0.90	32.9	32.9	許可又は許可の予定量	6.6	6.6	6.6	6.6	6.5	32.9	
							採取可能量中の許可又は許可の予定量	6.6	6.6	6.6	6.6	6.5	32.9	
							流下予想量	—	—	—	—	—	—	
		28/150	30/520	2.37	11.6	11.6	許可又は許可の予定量	2.3	2.3	2.3	2.3	2.4	11.6	
							採取可能量中の許可又は許可の予定量	2.3	2.3	2.3	2.3	2.4	11.6	
							流下予想量	—	—	—	—	—	—	
		31/030	31/160	0.13	0.0	0.0	許可又は許可の予定量	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
							採取可能量中の許可又は許可の予定量	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
							流下予想量	—	—	—	—	—	—	
		31/800	34/840	3.04	12.3	12.3	許可又は許可の予定量	2.5	2.5	2.5	2.5	2.3	12.3	
							採取可能量中の許可又は許可の予定量	2.5	2.5	2.5	2.5	2.3	12.3	
							流下予想量	—	—	—	—	—	—	

種別	河川名	起点	終点	延長 (km)	掘削 可能量	採取 可能量	年次計画	R02	R03	R04	R05	R06	計	備考
		35/440	36/270	0.83	0.0	0.0	許可又は許可の予定量	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
							採取可能量中の許可又は許可の予定量	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
							流下予想量	—	—	—	—	—	—	
支川	万願寺川	合流点	2/500	2.50	2.7	2.7	許可又は許可の予定量	0.5	0.5	0.5	0.5	0.7	2.7	
							採取可能量中の許可又は許可の予定量	0.5	0.5	0.5	0.5	0.7	2.7	
							流下予想量	—	—	—	—	—	—	
総計				km 20.79	千m3 168.7	千m3 168.7	許可又は許可の予定量	33.8	33.8	33.8	33.8	33.5	168.7	
							採取可能量中の許可又は許可の予定量	33.8	33.8	33.8	33.8	33.5	168.7	
							流下予想量	—	—	—	—	—	—	







凡 例	
禁止区域	
保安区域	

行政区画

記号

近畿地方整備局姫路河川国道事務所

この測量成果は、国土地理院長の承認を得て同院所管の測量成果を使用して得たものである (承認番号) 平28近公第219号



























小野市

対象区域

禁止区域

新大河橋

東条川合流点

高田町

加東市  
西古瀬

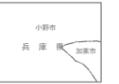
東条川

凡例

禁止区域  
保安区域



行政区画



記号

- Symbol legend for various features like buildings, roads, and landmarks.

- Symbol legend for transportation routes like roads, bridges, and rivers.

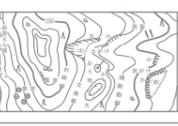
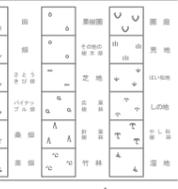
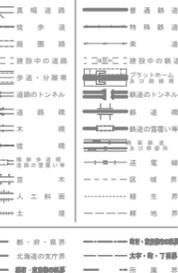
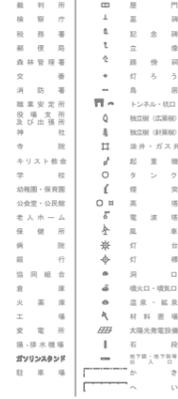
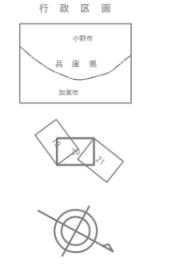
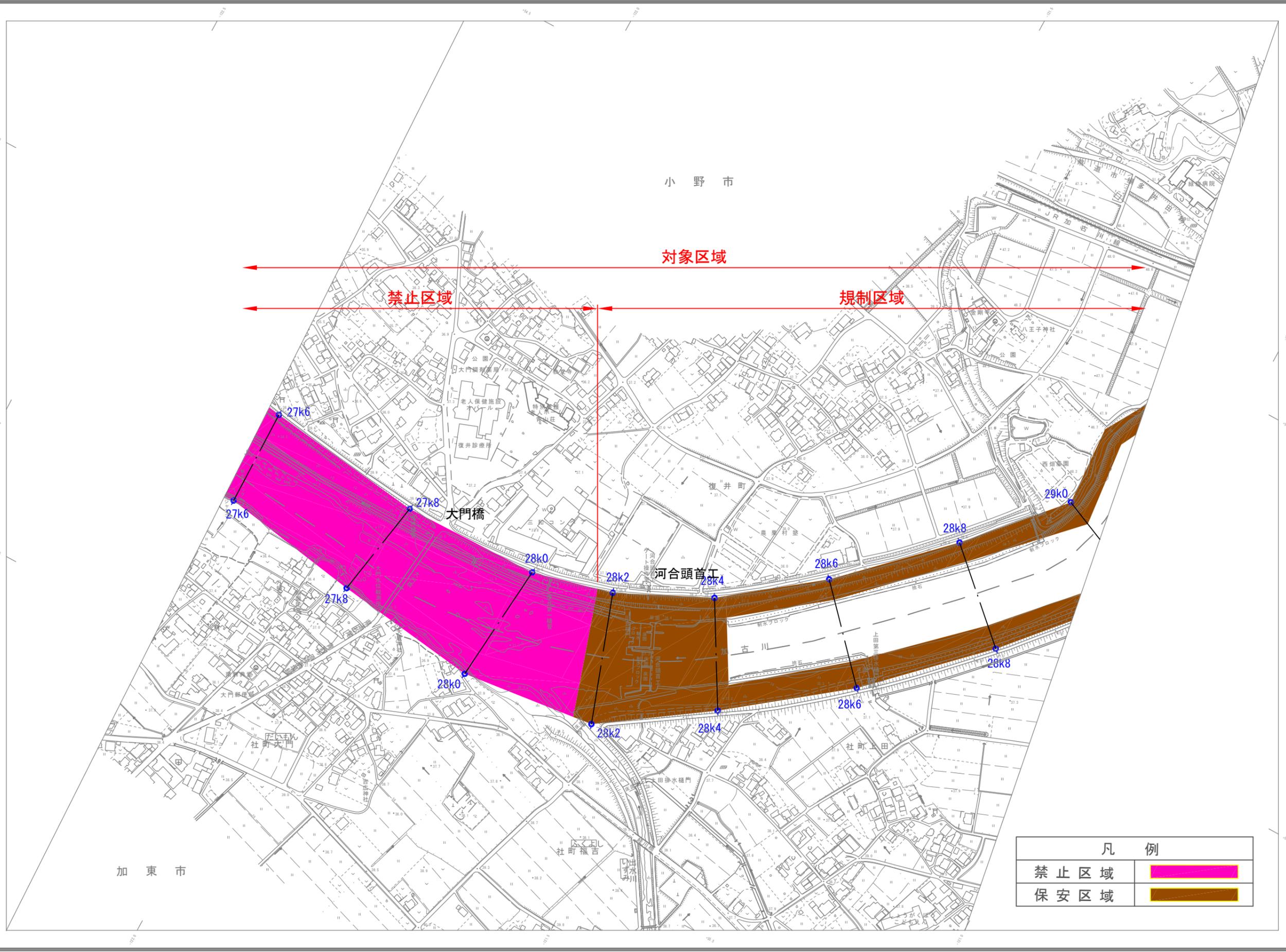
- Symbol legend for land use and terrain features.

- Symbol legend for water bodies and specific river features.



近畿地方整備局姫路河川国道事務所





凡例	
禁止区域	
保安区域	

近畿地方整備局姫路河川国道事務所

株式会社ウエスコ調製





















## 揖保川水系砂利等の採取に関する審査基準総括表

### 総括表 様式一1 規制の方針

(水系名: 揖保川)

種別	河川名	計画	方針	起点	終点km	延長km	保安区域(m)					※別添平面図のとおり		掘削基準河床及び掘削基準断面 ※別添断面図 横断面表示のとおり	方針の理由等
							堤防	護岸	床固	橋梁	取水堰				
幹川	揖保川	規制	禁止	河口	0/500	0.90	30	20							干潟及び塩生植物群落の保全を図る必要があることから採取不可
		規制	規制	0/500	1/150	0.65	30	20							堆積傾向であることから採取可能
		規制	禁止	1/150	2/100	0.95	30	20							干潟の保全を図る必要があることから採取不可
		規制	規制	2/100	2/200	0.10	30	20		橋梁上下流150					全区間が保安区域のため採取不能
		規制	禁止	2/200	3/790	1.59	30	20		橋梁上下流150	取水堰 上下流150				河畔林の保全を図る必要があることから採取不可
		規制	規制	3/790	4/460	0.67	30	20		橋梁上下流150	取水堰 上下流150				堆積傾向がみられないことから採取不可
		規制	禁止	4/460	6/000	1.54	30	20		橋梁上下流150					水際植生及び河畔林の保全を図る必要があることから採取不可
		規制	規制	6/000	6/570	0.57	30	20							堆積傾向であることから採取可能
		規制	禁止	6/570	7/180	0.61	30	20			取水堰 上下流150				水際植生の保全を図る必要があることから採取不可
		規制	規制	7/180	7/600	0.42	30	20		鉄道橋上下流500					堆積傾向であることから採取可能
		規制	禁止	7/600	8/000	0.40	30	20		鉄道橋上下流500 橋梁上下流150					水際植生の保全を図る必要があることから採取不可
		規制	規制	8/000	8/960	0.96	30	20		鉄道橋上下流500 橋梁上下流150					堆積傾向であることから採取可能
		規制	禁止	8/960	11/750	2.79	30	20		橋梁上下流150	取水堰 上下流150				水際植生の保全を図る必要があることから採取不可

種別	河川名	計画	方針	起点	終点km	延長km	保安区域(m) ※別添平面図のとおり					掘削基準河床及び掘削基準断面 ※別添断面図 横断面表示のとおり	方針の理由等
							堤防	護岸	床固	橋梁	取水堰		
		規制	規制	11/750	11/830	0.08	30	20		橋梁上下流150			堆積傾向がみられないことから採取不可
		規制	禁止	11/830	13/400	1.57	30	20		橋梁上下流150			水際植生の保全を図る必要があることから採取不可
		規制	規制	13/400	13/800	0.40	30	20			取水堰 上下流150		堆積傾向であることから採取可能
		規制	禁止	13/800	15/870	2.07	30	20		橋梁上下流150			丸石河原及び水際植生の保全を図る必要があることから採取不可
		規制	規制	15/870	16/400	0.53	30	20		橋梁上下流150	取水堰 上下流150		全区間が保安区域のため採取不能
		規制	禁止	16/400	17/470	1.07	30	20					丸石河原の保全を図る必要があることから採取不可
		規制	規制	17/470	17/910	0.44	30	20		橋梁上下流150			堆積傾向がみられない区間については採取不可
		規制	禁止	17/910	18/630	0.72	30	20			取水堰 上下流150		丸石河原の保全を図る必要があることから採取不可
		規制	規制	18/630	19/360	0.73	30	20		橋梁上下流150			堆積傾向がみられない区間については採取不可
		規制	禁止	19/360	21/650	2.29	30	20		橋梁上下流150			丸石河原及び水際植生の保全を図る必要があることから採取不可
		規制	規制	21/650	22/130	0.48	30	20			取水堰 上下流150		堆積傾向であることから採取可能
		規制	禁止	22/130	22/830	0.70	30	20					丸石河原の保全を図る必要があることから採取不可
		規制	規制	22/830	22/960	0.13	30	20					堆積傾向がみられないことから採取不可
		規制	禁止	22/960	24/150	1.19	30	20		橋梁上下流150	取水堰 上下流150		丸石河原及び水際植生の保全を図る必要があることから採取不可
		規制	規制	24/150	24/500	0.35	30	20					堆積傾向がみられない区間については採取不可

種別	河川名	計画	方針	起点	終点km	延長km	保安区域(m) ※別添平面図のとおり					掘削基準河床及び掘削基準断面 ※別添断面図 横断面表示のとおり	方針の理由等
							堤防	護岸	床固	橋梁	取水堰		
		規制	禁止	24/500	29/820	5.32	30	20		橋梁上下流150	取水堰 上下流150		丸石河原及び水際植生の保全を図る必要があることから採取不可
		規制	規制	29/820	30/760	0.94	30	20		橋梁上下流150	取水堰 上下流150		堆積傾向がみられない区間については採取不可
		規制	禁止	30/760	34/400	3.64	30	20		橋梁上下流150	取水堰 上下流150		丸石河原及び水際植生の保全を図る必要があることから採取不可
		規制	規制	34/400	35/000	0.60	30	20			取水堰 上下流150		堆積傾向がみられないことから採取不可
		規制	禁止	35/000	35/960	0.96	30	20					水際植生の保全を図る必要があることから採取不可
		規制	規制	35/960	36/230	0.27	30	20					堆積傾向がみられない区間については採取不可
		規制	禁止	36/230	37/550	1.32	30	20		橋梁上下流150	取水堰 上下流150		丸石河原及び水際植生の保全を図る必要があることから採取不可
		規制	規制	37/550	39/100	1.55	30	20		橋梁上下流150	取水堰 上下流150		堆積傾向がみられない区間については採取不可
		規制	禁止	39/100	39/930	0.83	30	20			取水堰 上下流150		丸石河原及び水際植生の保全を図る必要があることから採取不可
		規制	規制	39/930	40/130	0.20	30	20			取水堰 上下流150		全区間が保安区域のため採取不能
		規制	禁止	40/130	40/800	0.67	30	20		橋梁上下流150	取水堰 上下流150		丸石河原の保全を図る必要があることから採取不可
		規制	規制	40/800	41/200	0.40	30	20					堆積傾向がみられない区間については採取不可
		規制	禁止	41/200	46/920	5.72	30	20		橋梁上下流150	取水堰 上下流150		希少種生息地及び丸石河原の保全を図る必要があることから採取不可
派川	中川	規制	禁止	河口	3/660	3.66			150	橋梁上下流150	取水堰 上下流150		干潟及び塩生植物群落並びに横堰下流の止水域の保全を図る必要があることから採取不可
	元川	規制	禁止	中川合流点	1/160	1.16			150	橋梁上下流150			干潟及び塩生植物群落の保全を図る必要があることから採取不可

種別	河川名	計画	方針	起点	終点km	延長km	保安区域(m) ※別添平面図のとおり						掘削基準河床及び掘削基準断面 ※別添断面図 横断面表示のとおり	方針の理由等
							堤防	護岸	床固	橋梁	取水堰			
支川	林田川	規制	規制	揖保川合流点	5/450	5.45		20		橋梁上下流150			堆積傾向がみられない区間 については採取不可	
		規制	禁止	5/450	5/950	0.50				橋梁上下流150 鉄道橋上下流500			水際植生の保全を図る必要 があることから採取不可	
		規制	規制	5/950	6/900	0.95		20		橋梁上下流150			堆積傾向であることから採取 可能	
	栗栖川	規制	規制	揖保川合流点	4/520	4.52				橋梁上下流100 鉄道橋上下流500	取水堰 上下流100		堆積傾向がみられない区間 については採取不可	
		規制	禁止	4/520	5/350	0.83							水際植生の保全を図る必要 があることから採取不可	
		規制	規制	5/350	5/540	0.19							全区間が保安区域のため採 取不能	
		規制	禁止	5/540	6/650	1.11							水際植生の保全を図る必要 があることから採取不可	
		規制	規制	6/650	6/830	0.18							堆積傾向であることから採取 可能	
		規制	禁止	6/830	7/260	0.43							水際植生の保全を図る必要 があることから採取不可	
	引原川	規制	禁止	揖保川 合流点 (45/000)	46/100	1.10							希少種生息地及び水際植物 群落の保全を図る必要がある ことから採取不可	
河川計						67.40								

総括表 様式-2 採取可能量等及び年次計画

(千m3)

種別	河川名	起点	終点	延長 (km)	掘削 可能量	採取 可能量	年次計画	R02	R03	R04	R05	R06	計	備考
幹川	揖保川	0/500	1/150	0.65	3.5	3.5	許可又は許可の予定量	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	3.5	
							採取可能量中の許可又は許可の予定量	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	3.5	
							流下予想量	—	—	—	—	—	—	
		2/100	2/200	0.10	0.0	0.0	許可又は許可の予定量	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
							採取可能量中の許可又は許可の予定量	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
							流下予想量	—	—	—	—	—	—	
		3/790	4/460	0.73	0.0	0.0	許可又は許可の予定量	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
							採取可能量中の許可又は許可の予定量	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
							流下予想量	—	—	—	—	—	—	
		6/000	6/570	0.57	44.3	44.3	許可又は許可の予定量	8.9	8.9	8.9	8.9	8.7	44.3	
							採取可能量中の許可又は許可の予定量	8.9	8.9	8.9	8.9	8.7	44.3	
							流下予想量	—	—	—	—	—	—	
		7/180	7/600	0.42	18.1	18.1	許可又は許可の予定量	3.6	3.6	3.6	3.6	3.7	18.1	
							採取可能量中の許可又は許可の予定量	3.6	3.6	3.6	3.6	3.7	18.1	
							流下予想量	—	—	—	—	—	—	
		8/000	8/960	0.96	27.1	27.1	許可又は許可の予定量	5.4	5.4	5.4	5.4	5.5	27.1	
							採取可能量中の許可又は許可の予定量	5.4	5.4	5.4	5.4	5.5	27.1	
							流下予想量	—	—	—	—	—	—	
		11/750	11/830	0.08	0.0	0.0	許可又は許可の予定量	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
							採取可能量中の許可又は許可の予定量	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
							流下予想量	—	—	—	—	—	—	
		13/400	13/800	0.40	1.0	1.0	許可又は許可の予定量	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	1.0	
							採取可能量中の許可又は許可の予定量	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	1.0	
							流下予想量	—	—	—	—	—	—	
		15/870	16/400	0.53	0.0	0.0	許可又は許可の予定量	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
							採取可能量中の許可又は許可の予定量	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
							流下予想量	—	—	—	—	—	—	
		17/470	17/910	0.44	0.3	0.3	許可又は許可の予定量	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.3	
							採取可能量中の許可又は許可の予定量	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.3	
							流下予想量	—	—	—	—	—	—	
		18/630	19/360	0.73	1.9	1.9	許可又は許可の予定量	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3	1.9	
							採取可能量中の許可又は許可の予定量	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3	1.9	
							流下予想量	—	—	—	—	—	—	
		21/650	22/130	0.48	1.5	1.5	許可又は許可の予定量	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	1.5	
							採取可能量中の許可又は許可の予定量	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	1.5	
							流下予想量	—	—	—	—	—	—	
		22/830	22/960	0.13	0.0	0.0	許可又は許可の予定量	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
							採取可能量中の許可又は許可の予定量	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
							流下予想量	—	—	—	—	—	—	

種別	河川名	起点	終点	延長 (km)	掘削 可能量	採取 可能量	年次計画	R02	R03	R04	R05	R06	計	備考
		24/150	24/500	0.35	6.7	6.7	許可又は許可の予定量	1.3	1.3	1.3	1.3	1.5	6.7	
							採取可能量中の許可又は許可の予定量	1.3	1.3	1.3	1.3	1.5	6.7	
							流下予想量	-	-	-	-	-	-	
		29/820	30/760	0.94	1.8	1.8	許可又は許可の予定量	0.4	0.4	0.4	0.4	0.2	1.8	
							採取可能量中の許可又は許可の予定量	0.4	0.4	0.4	0.4	0.2	1.8	
							流下予想量	-	-	-	-	-	-	
		34/400	35/000	0.60	0.0	0.0	許可又は許可の予定量	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
							採取可能量中の許可又は許可の予定量	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
							流下予想量	-	-	-	-	-	-	
		35/960	36/230	0.27	2.2	2.2	許可又は許可の予定量	0.4	0.4	0.4	0.4	0.6	2.2	
							採取可能量中の許可又は許可の予定量	0.4	0.4	0.4	0.4	0.6	2.2	
							流下予想量	-	-	-	-	-	-	
		37/550	39/100	1.55	2.1	2.1	許可又は許可の予定量	0.4	0.4	0.4	0.4	0.5	2.1	
							採取可能量中の許可又は許可の予定量	0.4	0.4	0.4	0.4	0.5	2.1	
							流下予想量	-	-	-	-	-	-	
		39/930	40/130	0.20	0.5	0.5	許可又は許可の予定量	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	0.5	
							採取可能量中の許可又は許可の予定量	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	0.5	
							流下予想量	-	-	-	-	-	-	
		40/800	41/200	0.40	0.0	0.0	許可又は許可の予定量	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
							採取可能量中の許可又は許可の予定量	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
							流下予想量	-	-	-	-	-	-	
支川	林田川	0/000	5/450	5.45	9.5	9.5	許可又は許可の予定量	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	9.5	
							採取可能量中の許可又は許可の予定量	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	9.5	
							流下予想量	-	-	-	-	-	-	
		5/950	6/900	2.08	9.1	9.1	許可又は許可の予定量	1.8	1.8	1.8	1.8	1.9	9.1	
							採取可能量中の許可又は許可の予定量	1.8	1.8	1.8	1.8	1.9	9.1	
							流下予想量	-	-	-	-	-	-	
支川	栗栖川	0/000	4/520	4.52	15.6	15.6	許可又は許可の予定量	3.1	3.1	3.1	3.1	3.2	15.6	
							採取可能量中の許可又は許可の予定量	3.1	3.1	3.1	3.1	3.2	15.6	
							流下予想量	-	-	-	-	-	-	
		5/350	5/540	0.19	0.0	0.0	許可又は許可の予定量	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
							採取可能量中の許可又は許可の予定量	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
							流下予想量	-	-	-	-	-	-	
		6/650	6/830	0.18	1.7	1.7	許可又は許可の予定量	0.3	0.3	0.3	0.3	0.5	1.7	
							採取可能量中の許可又は許可の予定量	0.3	0.3	0.3	0.3	0.5	1.7	
							流下予想量	-	-	-	-	-	-	
総計				km	千m3	千m3	許可又は許可の予定量	29.1	29.1	29.1	29.1	30.5	146.9	
				22.95	146.9	146.9	採取可能量中の許可又は許可の予定量	29.1	29.1	29.1	29.1	30.5	146.9	
							流下予想量	-	-	-	-	-	-	

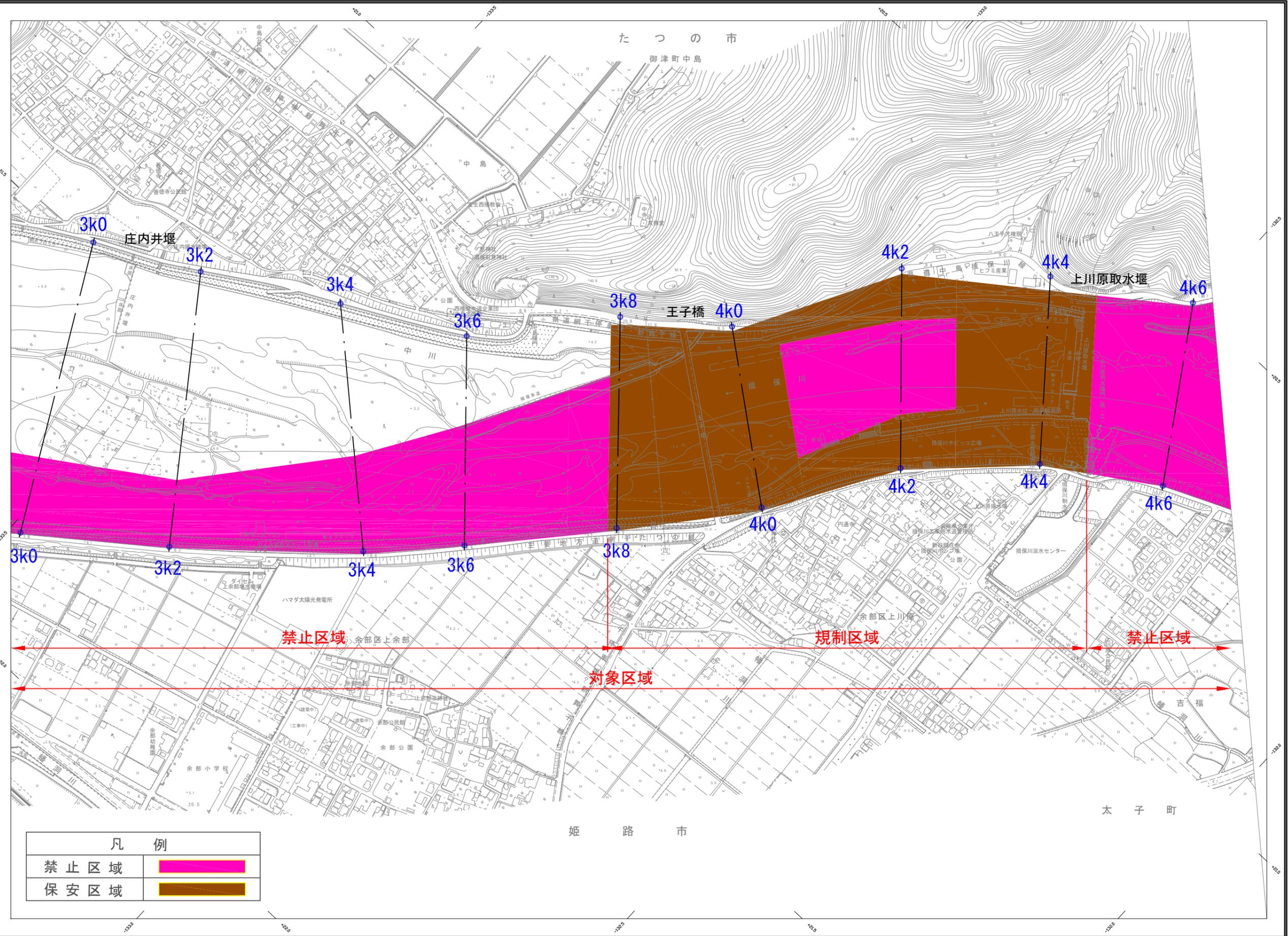






# 河川現況台帳附図7 (揖保川)

平成三十一年三月



行政区画

九つの市  
兵庫県  
姫路市 太子町

記号

▲25.6	三角点	●	門
●25.6	水準点	○	門
○25.6	電子水準点	△	記念碑
●25.6	電子水準点	△	立派橋
○25.6	電子水準点	△	橋
○25.6	電子水準点	△	灯ろう
○25.6	電子水準点	△	鳥居
○25.6	電子水準点	△	神社
○25.6	電子水準点	△	公園
○25.6	電子水準点	△	学校
○25.6	電子水準点	△	病院
○25.6	電子水準点	△	公共施設
○25.6	電子水準点	△	商業施設
○25.6	電子水準点	△	工業施設
○25.6	電子水準点	△	電力施設
○25.6	電子水準点	△	交通施設
○25.6	電子水準点	△	その他

凡例

禁止区域	規制区域
対象区域	

近畿地方整備局姫路河川国道事務所

内外エンジニアリング株式会社調製

撮影	平成19年2月
現況調査	平成21年2月
測量	平成21年3月
測量	平成24年10月
測量	平成25年11月
修正	平成26年2月
撮影	平成30年1月

座標系 Ⅴ系  
等高線間隔 2m  
「平面直角座標は、世界測地系に対応」



「この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て同院所管の測量機及び測量成果を使用して得たものである (承認番号) 平20近公第392号」

「この測量成果は、国土地理院長の承認を得て同院所管の測量成果を使用して得たものである (承認番号) 平25近公第267号」

「この測量成果は、国土地理院長の助言を受けて得たものである (助言番号) 平30近公第469号」











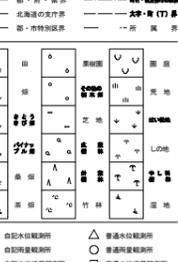
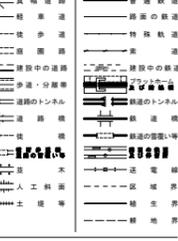
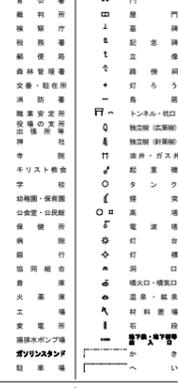
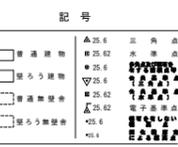
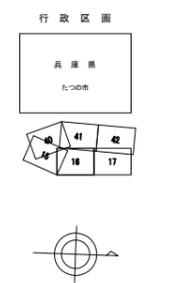
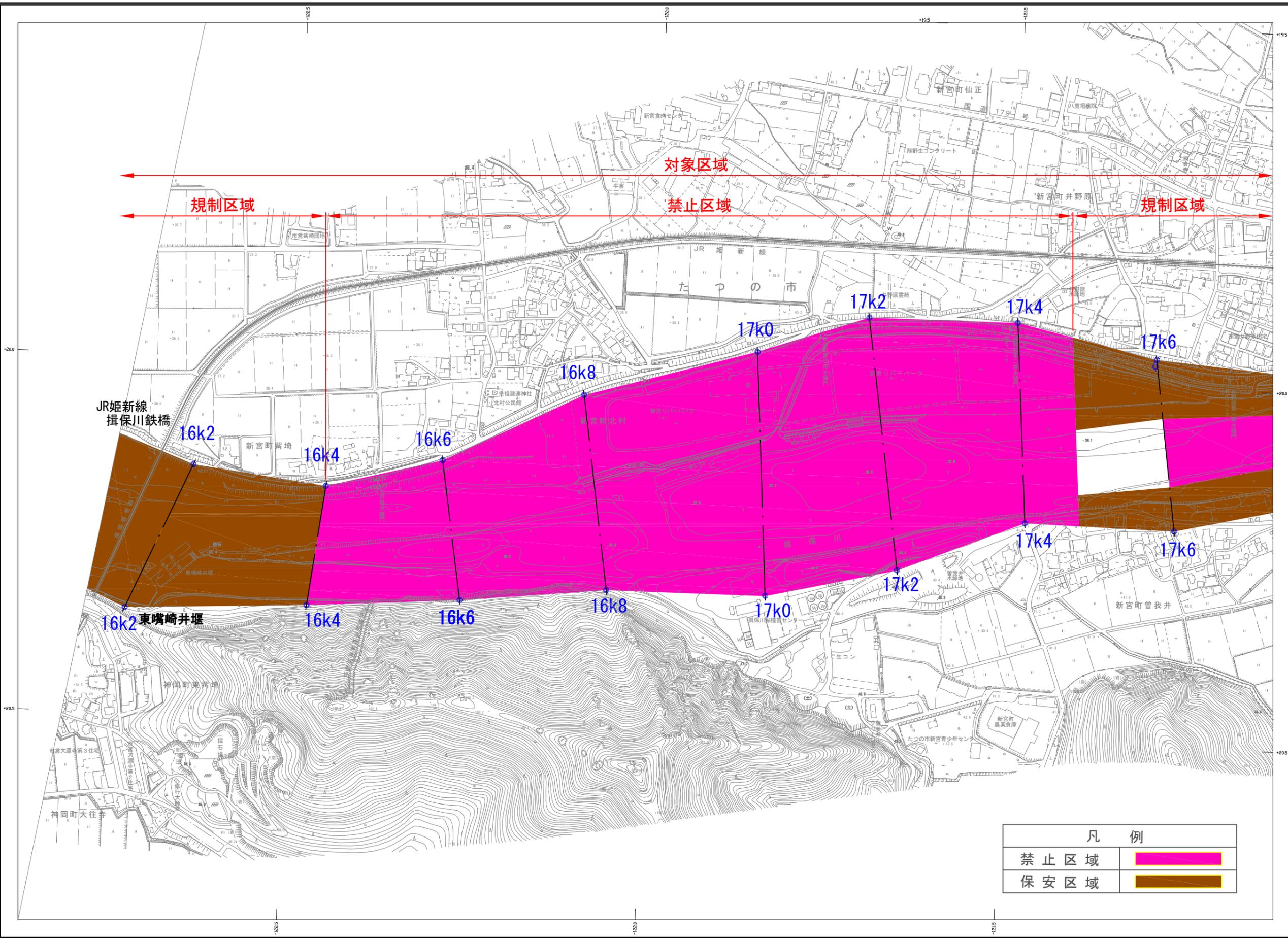






平成三十一年三月

内外エンジニアリング株式会社調製



凡 例	
禁止区域	
保安区域	

近畿地方整備局姫路河川国道事務所

撮影 平成19年 2月  
 測量 平成21年 2月  
 補正 平成24年 10月  
 補正 平成25年 11月  
 補正 平成26年 2月  
 撮影 平成30年 1月

座標系 高橋V系  
 等高線間隔 2m  
 「平面直角座標は、世界測地系に対応」

1:5000



「この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て同院所管の測量機及び測量成果を使用して得たものである (承認番号) 平20近公第392号」

「この測量成果は、国土地理院長の助言を受けて得たものである (助言番号) 平30近公第469号」

「この測量成果は、国土地理院長の承認を得て同院所管の測量成果を使用して得たものである (承認番号) 平25近公第267号」































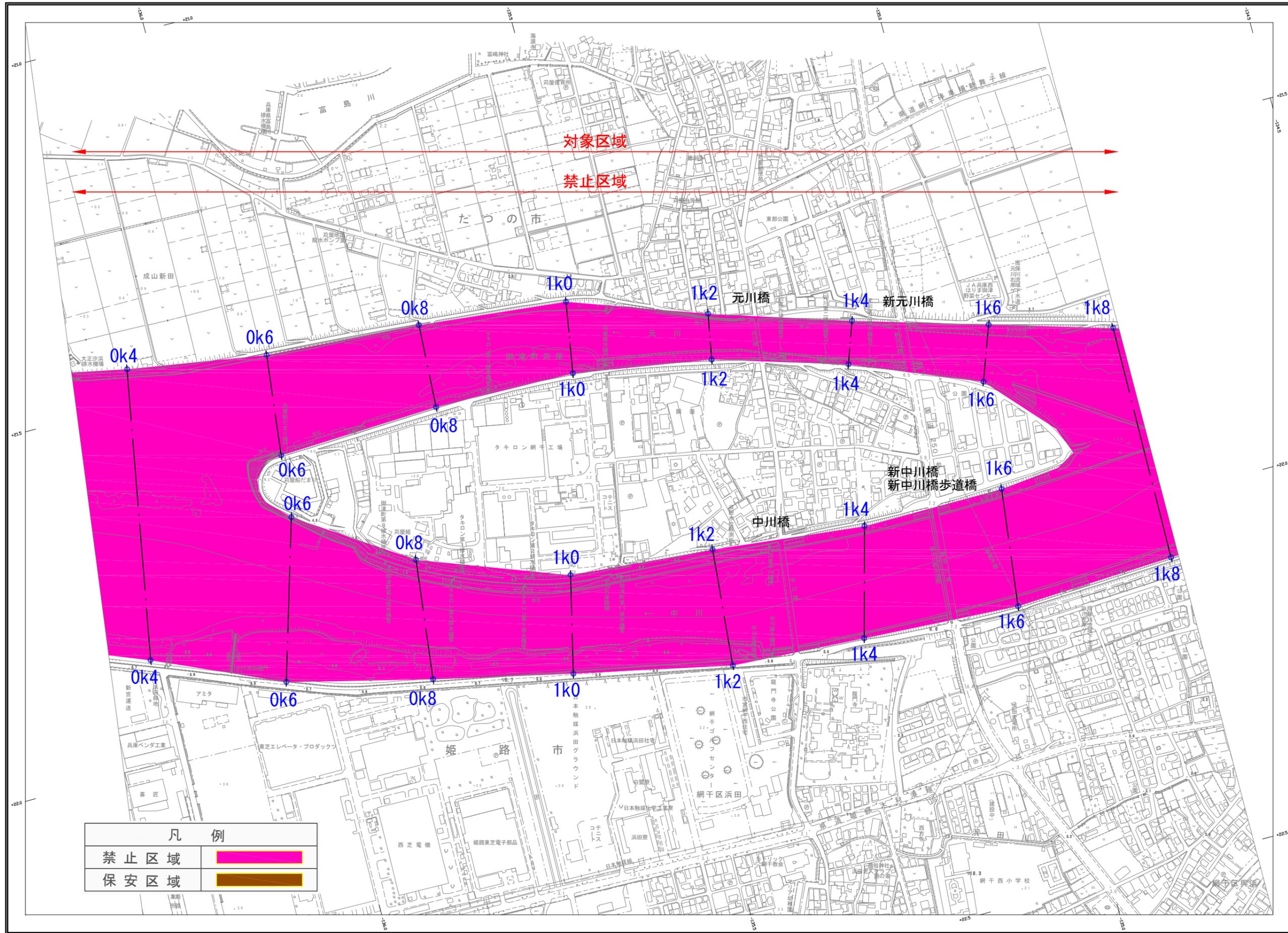








平成三十一年三月



凡例	
禁止区域	
保安区域	

行政区画

記号

近畿地方整備局 姫路河川国道事務所

撮影 平成19年 2月  
測量 平成21年 2月  
縮尺 平成24年 10月  
修正 平成25年 11月  
修正 平成26年 2月  
撮影 平成30年 1月

座標系 東京V系  
等高線間隔 2m  
「平面直角座標は、世界測地系に対応」

1:5000

「この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て同院所管の測量機及び測量成果を使用して得たものである (承認番号) 平20近公第392号」

「この測量成果は、国土地理院長の承認を得て同院所管の測量成果を使用して得たものである (承認番号) 平25近公第267号」

「この測量成果は、国土地理院長の助言を受けて得たものである (助言番号) 平30近公第469号」



















